健康診断Q&A <人間ドック>



- 1) 7万円の費用補助の期限はあるか?
 - ⇒ 9月末までです。申込日ではなく、受診日なのでご注意ください。
- 2) 日本健康文化振興会(以下、振興会)経由の場合、窓口で費用は発生しないのか?
 - ⇒ 申込書の「オプション検査項目」については窓口負担はありませんが、「受診当日に窓口立替払いが必要な検査項目」 を選択された場合は、窓口その分を支払いいただき、後で領収書、人間ドック差額費用補助申請書を健保に提出ください。
- 3) 差額はいつ頃、どの口座に振り込まれるのか?
 - ⇒ 医療機関から振興会経由で請求額が確定した後、補助金額が確定した後の経理処理となりますので、 3~4ヵ月みておいてください。給与とあわせての振込となります。
- 4) 健保契約機関で予約した、振興会経由で予約したが、予約日の都合が悪くなり、日程を変更したい。どうしたら良いか?
 - ⇒ 健保契約機関の場合は、健保にお伝えください。振興会の場合は、振興会本部に連絡し、日程調整を行っていただき **健保にもご連絡をお願いします。**
- 5) 通常の健診項目と婦人科健診を別の健診機関で受診したいが、許可されるのか? (通常健診共通)
 - ⇒ 個別事情がある場合に限り、事前に健保に連絡し、判断を仰いでください。
- 6)申請書、領収書、健診結果を別々に送って良いか? (自己選択機関での受診のみ)
 - ⇒ 健保でとりまとめる際に、上記3点が必要となりますので、一式同時に「社内書留便」でお送りください。
- 7)健診の後、再検査のため、後日、受診することとなった。これも補助の対象となるか? (通常健診共通)
 - ⇒ 再検査は、健康保険の対象であり、医療費となるため、補助対象外となります。

健康診断Q&A <人間ドック>



8)振興会契約機関で、受診日当日、受診票を要求されたが、事前に送られて来ているのか? (通常健診共通)

健診機関から諸注意やキットが送られてきますが、それとは別に振興会から受診票(裏面がアンケート)

が送付されます。これを**当日、持参**し健診機関に提出してください。

9) ドック補助は7万円までとされているが、7万円以上の受診は認められないのか?

費用補助の上限が7万円ということで、健診自体の費用を制限するものではありません。

10) この機会に脳ドックのみ受診しようと思うが、それでも良いか?

- ⇒ 基本的な検査項目を受診した上で、脳ドック等のオプション検査を受診されても問題は ありませんが、基本的な検査項目の受診は必須です。(検査項目は健保ホームページに掲載)
- 11)いつも受診している健診機関に直接予約を入れたが、振興会経由で申込みし直してもらいたい と言われた。どうすれば良いか?
 - 健保に振興会の申込書を依頼ください。既に予約日が決定している場合は、申込書に予約が 決まっている場合の日付を記入する欄がありますので、そこに記入ください。
- 12)健診に行った際の勤態、交通費はどうなるのか?(通常健診共通)
 - ⇒ 年1回 (半日) に限り、外出の扱いとなります。ただし、交通費の対象とはなりません。 (業務上災害の対象にもなりません。)
- 13) 上期にドックを受診できなかった。これから受診したいと思うが、費用補助は「なし」と いうことか?
 - 下期に受診した場合は、一般の健康診断と扱いますので、**25,000円の補助**となりますので、 是非上期に受診してください。



健康診断Q&A <通常健診>



1)ネット健診での受診が必須なのか? (CO在籍・ネット健診案内対象者)

⇒ ネット健診を実施している振興会とエーザイ健保とで受診契約を締結していますので、原則、ネット健診をお願い しています。ネット健診の場合は、費用立替え、領収書・結果・申請書の送付といった手間がかかりませんので、 是非、ネット健診を活用ください。個別事情のある方は健保に連絡願います。

2) 自分の得意先が対象施設なので、直接、申し込んでも良いか?

⇒ お得意先様も、振興会と契約を結んでいる場合は、なるべくネット健診経由で申し込んでください。 契約の有無は、お得意先様にご確認願います。

3) ネット健診の申込期間が過ぎてしまったら、今年度の健診は受けられないということか?

⇒ まずは、期間内での対応をお願いします。期間が過ぎてしまった場合は、健保に問合せ願います。

4) 育休(産休) 中だが、健診を受けても良いか? (節目人間ドック共通)

⇒ 必須ではありませんが、健診を受診できる状況であれば、是非受診ください。 ただし、受診項目に制限が生じる場合がありますので、主治医にご相談の上、受診ください。

5) 健診をできるだけ早く受診してほしい理由は何なのか。年度内に受診すれば良いのではないか?

⇒ 健康診断を受診し、その結果に基づき、必要な対応をはかることが最も重要です。健診後の特定保健指導、**産業医による就業判定**、精密検査の勧奨等、結果に基づくフォローが皆様の健康維持に不可欠となります。**さらに労基署へも健康診断結果報告を行う必要があります。**

6)巡回健診を受診した後、COに異動となったが、再度、ネット健診を受診する必要があるか?

⇒ 健診は年1回の受診となりますので、改めて受診いただく必要はありません。